

平成 30 年 8 月 8 日

各 位

株式会社 第四銀行

**新潟県内企業初となる
「プラチナくるみん」および「えるぼし認定段階 3（最上位）」認定の
ダブル取得について**

株式会社 第四銀行（頭取：並木 富士雄）は、平成 30 年 7 月、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」）※1）に基づく子育てサポート企業として「プラチナくるみん」の特例認定を取得、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）※2）に基づく認定を受け、認定マーク（愛称「えるぼし」）の最上位である認定段階 3 を取得しましたので、お知らせします。

なお、「プラチナくるみん」および「えるぼし認定段階 3（最上位）」認定のダブル取得は新潟県内企業において初となります。

当行では、今後も自律的な能力開発やチャレンジへの支援と職員一人ひとりがライフスタイルに応じて安心して働き、成長の喜びを感じることができる職場環境づくりを積極的に進めてまいります。

※1 「次世代育成支援対策推進法」とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備のために、企業等による仕事と子育ての両立支援の取り組みを促進することを目的として施行された法律です。

※2 「女性活躍推進法」とは、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国・地方公共団体・民間事業主（一般事業主）の各主体の、女性活躍推進に関する責任等を定めた法律です。

記

1. 「次世代法」に基づく「プラチナくるみん」の特例認定取得について

- ・「プラチナくるみん」の特例認定は、次世代法に基づき子育てサポート企業として認定（愛称「くるみん」）を受けた企業のなかで、より高い水準の取り組みを行った企業に与えられます。



特例認定マーク（愛称「プラチナくるみん」）

2. 「女性活躍推進法」に基づく「えるぼし認定段階3（最上位）」の認定取得について

- ・えるぼし認定は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取り組み実績が優れた企業に与えられます。5つの評価項目に対して認定基準があり、基準を満たす項目数に応じて「認定段階1」から「認定段階3」までの3つの段階が設けられています。



えるぼし認定の段階

- ・ 5つの評価項目のすべてを満たす場合 : 認定段階3
- ・ 5つの評価項目の3~4つを満たす場合 : 認定段階2
- ・ 5つの評価項目の1~2つを満たす場合 : 認定段階1

3. プラチナくるみん認定・えるぼし認定通知書交付式について

(1) 日時

- ・平成30年8月20日(月) 11:20~

(2) 会場

- ・新潟労働局 会議室
(新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館2階)

以上

【本件に関するお問い合わせ先】 電話 025 (222) 4111
人事部／高橋 (内線 4922)